様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年4月8日

群馬県知事　　あて

提出者　　〒370-2393
住　所　群馬県富岡市富岡2073-1

氏　名　富岡地域医療企業団 企業長 佐藤尚文

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0274-63-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---|---|
| 事業場の名称 | 公立富岡総合病院 |
| 事業場の所在地 | 群馬県富岡市富岡2073-1 |
| 計画期間 | 令和８年４月１日から令和９年３月３１日 |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | 大分類：医療・福祉　　中分類：医療業 |
| ②事業の規模 | 病床数３０６床 |
| ③従業員数 | ５１３人 |
| ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | 感染性廃棄物：収集→運搬→焼却溶解・溶解固化→再資源化<br>廃油：収集→運搬→焼却溶解→再資源化 |

（日本産業規格　A列４番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
・産業廃棄物管理組織図
管理責任者 ― 廃棄物対策委員会 ― 現場管理部署：施設課
・特別管理産業廃棄物管理責任者：病院長

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

### ①現状

【前年度（令和７ 年度）実績】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 排　出　量 | 59.24 t | 0.5 t | |

（これまでに実施した取組）
別紙分別表により、出来る限り一般の廃棄物として処理できるものは処理をしている

### ②計画

【目標】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 排　出　量 | 58 t | 0.45 t | |

（今後実施する予定の取組）

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

### ①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
別紙分別表により、出来る限り一般の廃棄物として処理できるものは処理をする

### ②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（７年度）実績】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t | |

（これまでに実施した取組）
・実施なし

②計画

【目標】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t | |

（今後実施する予定の取組）
・実施予定なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t | |
| 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t | |

（これまでに実施した取組）
・実施なし

②計画

【目標】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t | |
| 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t | |

（今後実施する予定の取組）
・実施予定なし

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 | ０ｔ | ０ｔ | |

（これまでに実施した取組）
実施なし

②計画

【目標】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 | ０ｔ | ０ｔ | |

（今後実施する予定の取組）
実施予定なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性廃棄物 | 廃油 | |
|---|---|---|---|
| 全処理委託量 | 59.24ｔ | 0.5ｔ | |
| 優良認定処理業者への処理委託量 | 59.24ｔ | ｔ | |
| 再生利用業者への処理委託量 | ｔ | ｔ | |
| 認定熱回収業者への処理委託量 | ｔ | ｔ | |
| 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | ｔ | ｔ | |

（これまでに実施した取組）
別紙分別表により、出来る限り一般の廃棄物として処理できるものは処理している

<table>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃油</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>58 t</td><td>0.45 t</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>58 t</td><td>t</td><td></td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和７年度）実績】</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">特別管理産業廃棄物排出量<br>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>感染性廃棄物 59.24t<br>廃油 0.5t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）</td><td></td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

# 廃 棄 物 の 分 別 表

富岡地域医療企業団 廃棄物対策委員会 H30.6

| 区分 | | | | 回収容器 | 場所 | 廃棄物の具体例 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療系廃棄物 | 感染性廃棄物 | 可燃物・不燃物 | | ペール缶 黄色 ハザード | サービスセンター他 | ・注射針・メス等鋭利なもの・点滴セット(ボトルは除く)<br>・ガイドワイヤー・トロッカーカテーテル針等医療用金属製器具のうち滅菌・薬液消毒等できないもの<br>・抗がん剤等の有害物質の空きビン<br>※抗がん剤・キシレン等で、残量のあるものは薬品管理室にて管理 |
| | | | | ダンボール 橙色 ハザード | | ・血液等が付着した(注射器・手術着等ディスポ製品・ガーゼ・脱脂綿・包帯)各種チューブ類・ハルンバック・チェストドレーンバック等その他これらに類するもの<br>・その他院内より排出される感染性のもの |
| | | | | | | ・感染性のオムツ等これらに類するもの<br>※ ビニール袋で個別包装すること<br>※ 一般患者のオムツは一般廃棄物 |
| | 非感染性廃棄物 | 可燃物 | オムツ以外の可燃物 | ポリ袋 | サービスセンター他 | ・点滴用ボトル・血液等の付着していない(注射器・手術着等ディスポ製品・ガーゼ・脱脂綿・包帯)・プラスチック容器等その他これらに類するもの<br>・その他医療行為により排出されるプラスチック・ビニール・ゴム製品類<br>※ 針の混入は絶対にさけること |
| | | 不燃物 | ビン ガラス類 | ポリ袋 | サービスセンター他 | ・アンプル・点滴ビン・薬剤容器・試薬等の容器<br>ペン型インスリン注入器(針部分は感染性)<br>その他医療行為により排出されるビン・ガラス類<br>※ 針の混入は絶対にさけること |
| | | | 金属類 | ポリ袋 | サービスセンター他 | ・プロキシメイト(自動吻合器)・ガイドワイヤー等医療用金属製器具のうち、滅菌・薬液消毒等済みのもの<br>・石膏・薬品の缶・軟膏チューブ等その他医療行為により排出される金属類<br>※ 針の混入は絶対にさけること |
| 一般廃棄物 | 資源ごみ | | 紙類 | 紐で縛る | 集塵室他 | ・ダンボール・雑誌・書籍・新聞紙・その他厚みのある紙類等その他これらに類するもの |
| | | | 飲料缶 | ポリ袋 | | ・飲料缶 |
| | | | ペットボトル | ポリ袋 | | ・ペットボトル(ふたは別容器にいれる)等 |
| | 可燃ごみ | | | ポリ袋 | 集塵室他 | ・紙クズ・木クズ・布クズ・包装紙・ペーパータオル等その他これらに類するもの・滅菌物等の包装 |
| | 不燃ごみ | | | ポリ袋 | 集塵室他 | ・缶・ビン・陶磁器類・金属類・ガラス類等その他これらに類するもの |
| | オムツ | | | ポリ袋 | トイレ | ・感染性以外の紙オムツ等これらに類するもの<br>※ビニール袋で個別包装すること |

※ 医療系廃棄物は、一般廃棄物用の集塵室には出さない。

※ 隔離対応病室の廃棄物は、廃棄物を整理して置き、清掃業者に回収依頼をする。

※ 患者カルテコピー等の個人情報関係書類の廃棄は、ポリ袋(半透明)に入れ清掃業者(責任者)に直接渡し処分する。(シュレッダー処理は除く)

※ 粗大ごみは、粗大ごみ置場(エネルギーセンター西)へ

※ ゴミ箱に関しては廃棄物の飛散等を考慮し、必要に応じた物を使用する
(ダストボックス、ペダル式、スイング式ゴミ箱等)